

答申第1号

諮問第1号

件名：令和4年3月18日付けみ総務発第1221号公文書部分開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）の令和4年2月1日付け公文書開示請求に対してみなかみ町長（以下「実施機関」という。）が令和4年3月18日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）により非開示とした部分のうち、別紙当審査会の判断の「開示・非開示の判断」の欄において「開示」と表示した部分については開示すべきである。

別紙当審査会の判断の「開示・非開示の判断」の欄において、「非開示」と表示した部分は非開示が妥当である。

第2 事案の概要

本件は、令和4年2月1日付で請求人が行った公文書開示請求に対し、令和4年3月18日付で実施機関が公文書部分開示決定を行ったことについて、令和4年4月18日付で請求人が審査請求を行った事案である。

実施機関は令和4年6月29日付で弁明書を提出し、請求人は令和4年7月22日付で反論書を提出した。

みなかみ町総務課は、令和4年8月17日付で当審査会に諮問書を提出した。

具体的過程は別紙事案の概要記載のとおりである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、本件処分のうち非開示決定を行った部分の全部が、みなかみ町情報公開条例の解釈適用を誤った処分であり、取消されるべきであるとの主張である。また、請求人は、みなかみ町開発事業指導要綱違反工事の有無と本件処分の文書の開示、非開示には関連性が認められるはずであると主張する。

第4 実施機関の説明の要旨

- 1 請求人が開示を求める文書について、みなかみ町情報公開条例（以下「条例」という。）第5条柱書及び第5号に規定する「利害関係」を有することは認める。

- 2 みなかみ町開発事業指導要綱違反工事と本件処分の文書の開示、非開示とは関連性がない。
- 3 第三者意見も踏まえ、開示対象文書を個別具体的に検討した場合、条例第7条2号、3号、5号、6号、7号に該当する部分があるから、当該部分を非開示としたものである。
- 4 本件処分の非開示理由についての具体的なあてはめは、別紙実施機関の主張記載のとおりである。

第5 事件経過

別紙事件進行経過記載のとおり

第6 争点

- 1 本件の争点は、本件処分で非開示とされた部分が、条例第7条第2号、第3号、第5号、第6号又は第7号に該当するかである。
- 2 なお、請求人が開示を求める文書が、条例第5条柱書及び第5号に規定する「利害関係」を有するかどうかを争点として判断はしない。その理由は以下のとおりである。

すなわち、請求人が開示を求める文書について条例第5条柱書及び第5号に規定する「利害関係」を有しているかについて、実施機関は請求人に「利害関係」があることを認めており、争っていない。

また、本件処分の理由中には、請求人に「利害関係」がないことが含まれていない（本件処分の開示をしない理由に条例5条は含まれていない）。

この点、第三者らは、第三者意見聴取中で、請求人が開示を求める文書についての「利害関係」がないことを主張する部分があると認められる。

しかし、実施機関と請求人間に争いがなく、また処分理由にもなっていない要素を争点とするのは、請求人に対する不意打ちとなりかねず、本件処分の理由付記との整合性も問題となるため、争点として判断を行うことはしない。
- 3 ところで、実施機関において請求人に対し、開示済みの文書または文書の一部について、そもそも非開示とすべきものが含まれている懸念もある。しかしながら、実施機関は原処分維持が適当であるとして当審査会への諮問を行っていることや、請求人に対する不意打ちを防止する観点等から、開示済み文書または文書の一部について非開示とすべきという判断は行っていない。

第7 審査会の判断

- 1 本件処分にあたっての各文書の各部分に対する実施機関の主張は、別紙実施機関の主張記載のとおりである。

- 2 これに対し、当審査会の判断は別紙当審査会の判断記載及び別紙非開示理由記載のとおりである。
- 3 なお、当審査会の判断においては、みなかみ町開発事業指導要綱違反工事の有無と本件処分の文書の開示、非開示に関連性を認めて判断したものはない。

別紙 当審査会の判断

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|---|------------|--|---|---------------|---------------------------|--------------|
| 1-1 | H29. 5. 19 | 群馬カントリークラブ太陽 光発電所建設事業に関する 書類提出について | 起案用紙の内、本文 2 行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 起案用紙の内、本文 4 行目から 5 行 目にかけての部分 | 開示 | | |
| | | | 起案用紙の内、本文中「2. 事業 者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 1-2 | H29. 5 | 群馬カントリークラブ太陽 光発電所建設事業に関する 書類提出について（依頼） | 左上の宛名の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、1 行目から 2 行目にかけて の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、4 行目の部分 | 開示 | | |
| 2-1 | H29. 5. 18 | 現場対応記録 | 「相手方」の項目の一部 | 開示 | | |
| | | | 「相手方」の項目の一部 | 開示 | | |
| | | | 「経過」の記載の内、1 行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「結果」の記載の内、1 行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「結果」の記載の内、1 行目から 2 行目にかけての部分 | 開示 | | |
| 3-1 | H29. 4. 14 | 現場対応記録 | 欄外上部の 2 行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外上部の 3 行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「相手方」の項目の一部 | 開示 | | |
| | | | 「相手方」の項目の一部 | 開示 | | |
| | | | 本文中、「4 月 1 2 日」からの記載 の内、1 行目の一部 | 開示 | | |
| | | | 本文中、「4 月 1 2 日」からの記載 の内、1 行目の一部 | 開示 | | |
| | | | 本文中、「4 月 1 2 日」からの記載 の括弧内、3 行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、「4 月 1 3 日」からの記載 の内、1 行目の一部 | 開示 | | |
| | | | 本文中、「4 月 1 3 日」からの記載 の内、1 行目の一部 | 開示 | | |
| | | | 本文中、「4 月 1 4 日」からの記載 の内、1 行目の一部 | 開示 | | |
| | | | 本文中、「4 月 1 4 日」からの記載 の内、1 行目の一部 | 開示 | | |
| | | | 本文中、1 2 行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、その他の記載の内、5 行目 の部分 | 開示 | | |
| | | | 2 ページ目※印の記載中、1 行目の 「地域住民から」の右の黒塗りの部 分 | 開示 | | |
| 2 ページ目※印の記載中、1 行目の 「地域整備課と」の右の黒塗りの部 分 | 開示 | | | | | |
| 4-1 | H29. 6. 12 | 群馬カントリークラブ太陽 光発電所建設事業の疑義に 関する回答について | | 開示済 | | |
| | | | 右上日付の下の印影 | 非開示 | 1 | 条例第 7 条第 3 号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-----|------------|----------------------------------|---------------------------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 4-2 | H29. 6. 9 | ご回答 | 右上日付の下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、4行目から5行目にかけての部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、6行目の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、8行目の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、9行目から10行目にかけての部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、12行目の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、17行目以降の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 5-1 | H30. 6. 25 | シナネン群馬カントリー ソーラーパークの件について（通知） | 収受用紙の内、本文2行目の一部 | 開示 | | |
| | | | 収受用紙の内、本文2行目の一部 | 開示 | | |
| 5-2 | H30. 6. 25 | みなかみ町長、地域整備課 長宛の文書 | 本文中、中段1. 2. 3. 4. の右側の部分、4の下から日付の上の部分 | 開示 | | |
| | | | 日付の下の部分 | 開示 | | |
| | | | 印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| 5-3 | H26. 10. 9 | 開発事業計画添付書類について | 本文中、3行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文の右下の部分 | 開示 | | |
| 5-4 | H26. 10. 7 | 受理通知書 | 左上の宛名の部分 | 開示 | | |
| 5-5 | H26. 9. 24 | 大規模行為（変更）届出書 | 右上の欄外にかけての印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者 住所」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 「届出者 氏名」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 氏名欄の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者 電話番号」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 「4届出内容に係る照会先」の項目の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 6-1 | H30. 6. 27 | シナネン群馬カントリー ソーラーパークの件について（回答） | 起案用紙の内、本文1行目の部分 | 開示 | | |
| 6-2 | H30. 6. | シナネン群馬カントリー ソーラーパークの件について（回答） | 左上の宛名の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、1の「（回答）」の記載の1行目から2行目にかけての部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の1行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の2行目から3行目にかけての部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の4行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の5行目の部分 | 開示 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-----|-----------|------------------------------------|--------------------------------------|---------------|---------------------------|----------|
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の 6行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の 8行目から10行目にかけての部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、3の「（回答）」の記載の 3行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、3の「（回答）」の記載の 3行目から4行目にかけての部分 | 開示 | | |
| 6-3 | H30.6.25 | みなかみ町長、地域整備課 長宛の文書 | 上部の中央の黒塗りの部分 | 開示 | なお、5-2で開示済みである。 | |
| | | | 本文中、中段1. 2. 3. 4. の右 側の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、中段1. 2. 3. 4. の記 載の下の部分 | 開示 | | |
| | | | 日付の下の部分 | 開示 | | |
| | | | 印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| 7-1 | H31.4.12 | 群馬カントリークラブソー ラーパーク関係の報告につ いて | 収受用紙の内、本文1行目の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 収受用紙の内、「1.」の右側の部 分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 収受用紙の内、「2.」の右側の部 分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 収受用紙の内、本文の右下、日付等 の記載の下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 収受用紙の内、本文の右下、日付等 の記載の下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 7-2 | H31.4.11 | ご報告資料 | 日付の下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「第1」の右側の部分及び下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「第2」の右側の部分及び下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 7-3 | H31.4. | (別紙1) | 左上段の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、「冠省」より下、①より上 の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、「①」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、「②」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、「草々」の下の年月を除い た部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 7-4 | H31.3.26 | (別紙2) | 左上段の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 左上段の部分より下、「1.」の記 載より上の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「1.」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「2.」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「3.」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「3.」の記載の下1行目の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-----|-----------|------------------------------------|-------------------------|---------------|---------------------------|----------|
| | | | 「追記」の下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 日付の下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 7-5 | H31.3.25 | (別紙3) (2ページ) | 1ページ目上部の中央の黒塗りの部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 左上段の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 左上段の部分より下、「1.」の記載より上の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「1.」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「2.」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「3.」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 2ページ目上部の中央の黒塗りの部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「4.」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 日付の下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 7-6 | H31.4.11 | 書類送付のご案内 | 「記」の下、2行目の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「記」の下、5行目の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「記」の下、6行目の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 「以上」の下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 8-1 | R1.10.2 | 群馬カントリークラブソー ラーパーク関係の報告につ いて | 収受用紙の内、本文1行目の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 収受用紙の内、「1.」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 8-2 | R1.10. | ご報告資料 (3ページ) | 1ページ目年月の右及び下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 1ページ目「第1」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 1ページ目「第1」の「1」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 1ページ目「第1」の「2」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 2ページ目の「3」より上の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 2ページ目の「3」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 2ページ目「第2」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 2ページ目「第3」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 2ページ目「第3」の「1」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 2ページ目「第3」の「2」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 3ページ目「第4」より上の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|------|------------|------------------------------------|--|---------------|---------------------------|----------|
| | | | 3 ページ目「第4」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 3 ページ目「第4」の「1」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 3 ページ目「第4」の「2」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 9-1 | R1. 11. 18 | 群馬カントリークラブソー ラーパーク関係の報告につ いて | 収受用紙の内、本文1行目の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 収受用紙の内、「1.」の右側の部 分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 9-2 | R1. 11. 14 | ご報告資料 (2 ページ) | 1 ページ目日付より下「第1」より 上の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の「1」の右側 の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の「2」の右側 の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の「3」の右側 の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「第2」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 9-3 | R1. 11. 14 | 書類送付のご案内 | 本文中、「記」の下、2行目の記載 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、「以上」の下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 10-1 | R2. 6. 30 | 群馬カントリークラブソー ラーパーク関係の報告につ いて | 起案用紙の内、本文1行目の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 起案用紙の内、「1.」の右側の部 分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 10-2 | R2. 6. 22 | ご報告 (2 ページ) | 1 ページ目日付の下の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の「1」の右側 の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の「2」の右側 の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「3」より上の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「3」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「第2」の右側の部分 | 非開示 | 2 | 条例第7条第7号 |
| 11-1 | R3. 12. 14 | 地元要望に対する相談 (2 ページ) | 1 ページ目相手先の項目の黒塗りの 部分 | 非開示 | 3 | 条例第7条第3号 |
| | | | 1 ページ目概要より下の部分 | 非開示 | 3 | 条例第7条第3号 |
| | | | 2 ページ目本文中、5行目の部分 | 非開示 | 3 | 条例第7条第3号 |
| | | | 2 ページ目本文中、最初の(町)か らの段落の2行目から4行目にかけ ての部分 | 非開示 | 3 | 条例第7条第3号 |
| | | | 2 ページ目本文中、最初の(町)か らの段落の5行目以降、「この件 で、町にご迷惑をおかけして申し訳 ない。」より上までの部分 | 非開示 | 3 | 条例第7条第3号 |
| | | | 2 ページ目本文中、次の(町)か らの段落の1行目以降、「本来であ れば、」より上までの部分 | 非開示 | 3 | 条例第7条第3号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|------|-----------|-------------------------|---|---------------|---------------------------|----------|
| | | | 2ページ目本文中、次の（町）からの段落の記載中「了解した」より上の黒塗りの部分 | 非開示 | 3 | 条例第7条第3号 |
| 12-1 | | みなかみ町役場 地域整備課次長 高橋様宛の文書 | 本文中、4行目以降、「以上、宜しくお願い申し上げます。」の上までの部分 | 開示 | | |
| | | | 「以上、宜しくお願い申し上げます」より下の部分 | 開示 | | |
| | | | メールアドレス | 非開示 | 4 | 条例第7条第3号 |
| 13-1 | H26.12.11 | 公共物使用工作物設置許可申請書 | 右上の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上の「住所」の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 右上の「氏名」の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 右上の「電話」の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| 13-2 | | 公図写、求積図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 13-3 | | 公図写、求積図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 13-4 | | 公図写、求積図拡大1 | 図の中央、赤い矢印の下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 13-5 | | 公図写、求積図拡大2 | 図の右側中央の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 図の中央、赤い矢印の下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 13-6 | | 側溝の資料 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 13-7 | | 公図写、求積図拡大1 | 図の中央、赤い矢印の下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 図の赤い四角の中の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 14-1 | H26.12.19 | 公共物使用工作物設置 | | 開示済 | | |
| 14-2 | H26.12.19 | 公共物使用許可書 | 右上の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 「6. 使用料」の右の部分 | 開示 | | |
| | | | 「6. 使用料」の右、括弧中の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 14-3 | H26.12.11 | 公共物使用工作物設置許可申請書 | 右上の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上「住所」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 右上「氏名」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 右上「電話」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「施工者 住所」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 「施工者 氏名」の右側の部分 | 開示 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|---------------------|-----------|------------------|----------------------------|---------------|--|----------|
| 15-1 | H26.12.11 | 排水計画変更申出 | 「開発事業の名称」の項目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「開発区域の位置」の欄の1行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「開発区域の位置」の欄の2行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「開発区域の位置」の欄の3行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「事業者」の欄の1行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「事業者」の欄の2行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「事業者」の欄の3行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| 16-1 | H26.4.13 | 同意書 | 右上部の黒塗りの部分の印影以外 | 開示 | | |
| | | | 右上の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目の肩書部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目中央の部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目右の部分の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 欄外下の日付の下の2行目の肩書部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の2行目の中央および右側の部分の印影 | 非開示 | 6 | 条例第7条第2号 |
| | | | 欄外下の日付の下の最下部の左の部分 | 開示 | 割印の一部であり、印影偽造の可能性は極めて低い。割印の意味は、ほかにも同内容の文書が存在することを推認させるものである。 | |
| 欄外下の日付の下の最下部の右の部分 | 開示 | 同上 | | | | |
| 17-1 | H26.3.10 | 地元説明会議事録 | 上部中央の黒塗りの部分 | 開示 | 同上 | |
| | | | 「場所」の下1行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「場所」の下2行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「場所」の下3行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の一部 | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の2行目の3文字目まで | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の2行目の4文字目から7文字目まで | 非開示 | 6 | 条例第7条第2号 |
| | | | 「会議名」の右の部分 | 開示 | | |
| | | | 中央下、「議事録作成者」の下の一部 | 開示 | | |
| 中央下、「議事録作成者」の下部分の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 | | | |
| 18-1 | | 雨水排水流出計算書（12ページ） | 6ページ目、右上部の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| | | | 12ページ目、右上部の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|------|-------------|---|------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 19-1 | | 集水樹の形状・寸法 | 中央上部の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中央下部の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 20-1 | | P C 樹構造図 | | 開示済 | | |
| 21-1 | H26. 11. 21 | 申請箇所写真（4 ページ） | | 開示済 | | |
| 22-1 | | 申請地位置図 | | 開示済 | | |
| 23-1 | | 案内図 | 図面中右の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 24-1 | | 公図写・求積図 | 全て黒塗り | 開示 | | |
| | | | 求積表 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 25-1 | | 雨水排水設備全体計画図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 26-1 | | 敷地内雨水排水設備計画図 （2期工事） | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 27-1 | | 敷地内雨水排水設備計画図 （3期工事） | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 28-1 | | 上ぶた式U形側溝 | | 開示済 | | |
| 29-1 | | 上ぶた式U形側溝 | | 開示済 | | |
| 30-1 | | 上ぶた式U形側溝施工断面 図 | | 開示済 | | |
| 31-1 | | 上ぶた式U形側溝施工断面 図 | | 開示済 | | |
| 32-1 | | 上ぶた式U形側溝製品図 | | 開示済 | | |
| 33-1 | | 上ぶた式U形側溝施工断面 図 | | 開示済 | | |
| 34-1 | | ボックスカルバート構造図 | 右下の枠内の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右下の枠内の黒塗りの部分以外 | 開示済 | | |
| 35-1 | H29. 7. 4 | みなかみ町法定外公共物に おける不法使用状態解消に ついて（通知） | 起案用紙の内、本文1行目の部分 | 開示 | | |
| 35-2 | H29. 7. 10 | みなかみ町法定外公共物に おける不法使用状態の解消 について | 左上、宛名の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、1行目の部分 | 開示 | | |
| 35-3 | | 道路台帳図上に開発区域、 開発者、地番等を記入した 図 | 全て黒塗り | 開示 | | |
| 35-4 | | 上記現場写真 | | 開示済 | | |
| 36-1 | R1. 10. 8 | 復命書 | | 開示済 | | |
| | | | 右上部の印影（左側） | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部の印影（右側） | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 申請者の枠内の「住所」の右の部分 | 開示 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|--------------------------|-----------|----------------|-----------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 36-2 | R1. | 境界確定書 | 申請者の枠内の「住所」の右下の部分 | 開示 | | |
| | | | 申請者の枠内の3行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 申請者の枠内の右端の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 隣接土地所有者の枠内の「住所」の右の部分 | 開示 | | |
| | | | 隣接土地所有者の枠内の「住所」の右下の部分 | 開示 | | |
| | | | 隣接土地所有者の枠内の「氏名」の右の部分 | 開示 | | |
| | | | 隣接土地所有者の枠内の右端の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| 36-3 | | 境界確定図 | 全て黒塗り | 開示 | | |
| | | | 印影2カ所 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| 36-4 | | 境界確定図 | 全て黒塗り | 開示 | | |
| 36-5 | R1. 9. 20 | 杭の写真（8ページ） | | 開示済 | | |
| 37-1 | R1. 9. 5 | 公共物境界確定申請書 | 右上部の印影（左側） | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部の印影（右側） | 開示 | | |
| | | | 「（申請者）」の「住所」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 「（申請者）」の「氏名」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 「（申請者）」の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「（代理人）」の「住所」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 「（代理人）」の「氏名」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 「（代理人）」の印影 | 開示 | | |
| 「（代理人）」の「（連絡先 電話）」の右側の部分 | 開示 | | | | | |
| 37-2 | R1. 8. 26 | 登記事項証明書（12ページ） | | 開示済 | | |
| 37-3 | | 位置図 | | 開示済 | | |
| 37-4 | | 案内図 | 図面中左の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 37-5 | R1. 9. 4 | 公図写 | 全ての部分 | 開示 | | |
| 37-6 | | 現況平面図 | 全て黒塗り | 開示 | | |
| 37-7 | | 隣接土地所有者一覧表 | 表2行目、所有者住所の欄の部分 | 開示 | | |
| | | | 表2行目、所有者氏名又は名称の欄の部分 | 開示 | | |
| | | | 表2行目、立会人証明の欄の部分 | 開示 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|------|------------|---------------------|---------------------------------------|---------------|---|--------------|
| | | | 表 6 行目、所有者住所の欄の部分 | 開示 | | |
| | | | 表 6 行目、所有者氏名又は名称の欄 の部分 | 開示 | | |
| | | | 表 6 行目、立会人証明の欄の部分 | 開示 | | |
| 38-1 | H26. 5. 29 | 開発事業計画の計画協議に ついて | 回議用紙の内、本文中「2. 開発事 業者の住所及び氏名」の右側の一部 | 開示 | | |
| | | | 回議用紙の内、本文中「3. 開発事 業の位置」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-2 | | 開発事業計画協議書 | 「事業者」の右の部分 | 開示 | | |
| 38-3 | H26. 5. 29 | 開発事業計画協議書 | 印影 | 非開示 | 1 | 条例第 7 条第 3 号 |
| | | | 印影以外の部分 | 開示 | | |
| 38-4 | | 開発事業計画概要書（2 ページ） | 2 ページ目「開発事業費」の項目の 黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第 7 条第 3 号 |
| | | | 2 ページ目「設計者」の項目の「住 所」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 2 ページ目「設計者」の項目の「氏 名」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 2 ページ目「設計者」の項目の「担 当者・」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 2 ページ目「工事施行者」の項目の 「住所」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 2 ページ目「工事施行者」の項目の 「氏名」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 2 ページ目「工事施行者」の項目の 「担当者・」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-5 | | 回答書（3 ページ） | 1 ページ目「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-6 | H26. 3. 10 | 地元説明会議事録 | 上部中央の黒塗りの部分 | 開示 | 割印の一部であり、印影偽造の 可能性は極めて低い。 割印の意味は、ほかに同内容 の文書が存在することを推認さ せるものである。 | |
| | | | 「場所」の下 1 行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「場所」の下 2 行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「場所」の下 3 行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の一部 | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の 2 行目の 3 文字目 まで | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の 2 行目の 4 文字目 から 7 文字目まで | 非開示 | 6 | 条例第 7 条第 2 号 |
| | | | 「会議名」の右の部分 | 開示 | | |
| | | | 中央下、「議事録作成者」の下の一 部 | 開示 | | |
| | | | 中央下、「議事録作成者」の下印 影 | 非開示 | 1 | 条例第 7 条第 3 号 |
| | | | 右上部の黒塗りの部分の印影以外 | 開示 | | |
| | | | 右上の印影 | 非開示 | 1 | 条例第 7 条第 3 号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|-----------|------------------|-----------------------|-----------|--|----------|
| 38-7 | H26.4.13 | 同意書 | 欄外下の日付の下の1行目左の部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目中央の部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目右の部分 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 欄外下の日付の下の2行目の肩書部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の2行目の中央、右側の部分 | 非開示 | 6 | 条例第7条第2号 |
| | | | 欄外下の日付の下の最下部の左の部分 | 開示 | 割印の一部であり、印影偽造の可能性は極めて低い。割印の意味は、ほかにも同内容の文書が存在することを推認させるものである。 | |
| | | | 欄外下の日付の下の最下部の右の部分 | 開示 | 同上 | |
| 38-8 | | 資料目次 | | 開示済 | | |
| 38-9 | | 1 開発区域位置図 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-10 | | 位置図 | | 開示済 | | |
| 38-11 | | 2 開発区域図 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-12 | | 対象不動産現況図（その2） | | 開示済 | | |
| 38-13 | | 3 現況計画平面図 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-14 | | 平面図 | 図面中左側の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 38-15 | | 太陽電池モジュール割付図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 38-16 | | 4 公図の写し | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-17 | | 公図写 | | 開示済 | | |
| 38-18 | | 境界図 | 上部の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 38-19 | | 5 土地登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-20 | | 土地登記事項証明書（10ページ） | | 開示済 | | |
| 38-21 | | 6 開発に係る諸施設の設計書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-22 | | システム系統図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 38-23 | | 縦断図・横断図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 38-24 | | 7 資金証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 上部右の黒塗りの一部 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 上部右の黒塗りの一部 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 上部右の黒塗りの一部 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「支払条件」の右側の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------------|-----------|-----------|------------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 38-25 | | 御見積書（概算） | 「合計金額」の右側の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「品名」の欄の2行目の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「品名」の欄の4行目の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「品名」の欄の6行目の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「品名」の欄の8行目の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「数量」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「金額」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「合計」の項目の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 下段の見積条件の欄中黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 表外の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 38-26 | H25.11.27 | 御見積書（概算） | 表外日付の上の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中数量の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中単価の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中金額の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 表外下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 38-27 | H25.11.19 | 外貨預金残高証明書 | 左上部の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部宛名の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部宛名の下の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部「作成日」の上の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部「作成日」の下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文3行目から5行目の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「預金種類」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「通貨」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「口座番号」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「残高」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 表外左下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 | | | |
| | | | 左上部の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部宛名の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|-------------|-------------------|----------------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 38-28 | H25. 11. 19 | 残高証明書 | 左上部宛名の下の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部「作成日」の上の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部「作成日」の下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文3行目から5行目の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「勘定」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「口座番号」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「残高」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「（内決済未確認証券類）」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 表外左下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 38-29 | | 8 法人登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-30 | | 履歴事項全部証明書（5ページ） | 全て黒塗り | 開示 | | |
| 38-31 | | 9 開発区域の現況写真 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-32 | | 写真撮影方向図 | 図面中黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 38-33 | | 写真（4ページ） | | 開示済 | | |
| 38-34 | | 10 雨水排水計画書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-35 | | 雨水排水流出計算書（2ページ） | | 開示済 | | |
| 38-36 | | 敷地内雨水排水設備計画図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 38-37 | | 敷地内雨水排水設備断面計画図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 38-38 | | 敷地内雨水排水設備横断面図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 38-39 | | 計算表（2ページ） | 2ページ目上部の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 38-40 | | U字溝（上ぶた式U形側溝） | | 開示済 | | |
| 38-41 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | 開示済 | | |
| 38-42 | | 上ぶた式U形側溝製品図 | | 開示済 | | |
| 38-43 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | 開示済 | | |
| 38-44 | | 鉄筋コンクリートU形 施工・歩掛り | | 開示済 | | |
| 38-45 | | ボックスカルバート断面図 | | 開示済 | | |
| 38-46 | | 集水樹図 | 最上段の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| | | | 上から2段目の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|---|------------------------------------|---------------|---------------------------|----------|
| | | | 上から3段目の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中央下部の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 38-47 | | 11 その他図書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-48 | H26. 1. 20 | 開発事業構想受理通知書 | 左上宛名の部分 | 開示 | | |
| | | | 「1. 事業者名」の右側の部分 | 開示 | | |
| 38-49 | H26. 4. 24 | 受理通知書 | 左上段の部分 | 開示 | | |
| 38-50 | H26. 4. 11 | 大規模行為（変更）届出書 （6ページ） | 1ページ目「届出者 住所」の右の 部分 | 開示 | | |
| | | | 1ページ目「届出者 氏名」の右の 部分 | 開示 | | |
| | | | 1ページ目「4届出内容に係る照会 先」の項目の一部 | 開示 | | |
| | | | 1ページ目「4届出内容に係る照会 先」の項目の一部 | 開示 | | |
| | | | 印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| 38-51 | | 打合せ記録 群馬カント リークラブ太陽光発電所建 設の、みなかみ町開発協議 申請の土壌汚染に関わる件 について | 右上部出席者の記載の下の一部 | 開示 | | |
| | | | 右上部出席者の記載の下の一部 | 開示 | | |
| 38-52 | | 電力需給契約申込書 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 38-53 | | 再生可能エネルギー発電設 備の認定について（通知） | 右上部の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部の宛名の部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中1行目の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 中段表中「発電設備区分」の項目の 部分 | 開示 | | |
| | | | 中段表中「発電事業者名」の項目の 部分 | 開示 | | |
| | | | 中段表中「設備ID」の項目の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「発電出力」の項目の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「認定日」の項目の部分 | 開示 | | |
| 38-54 | | 継続検討回答書 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 39-1 | H26. 8. 20 | 開発事業計画の計画協議に ついて | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の 住所及び氏名」の右側の一部 | 開示 | | |
| | | | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の 住所及び氏名」の右側の一部 | 開示 | | |
| 39-2 | H26. 8. 21 | 開発事業計画の事前協議に ついて（照会） | 「開発事業者の住所及び氏名」の項 目の一部 | 開示 | | |
| | | | 「開発事業者の住所及び氏名」の項 目の一部 | 開示 | | |
| 39-3 | | 開発事業計画に関わる事前 協議について（回答） | | 開示済 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|------------------|--------------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 39-4 | | 開発事業計画協議書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-5 | H26. 8. 25 | 開発事業計画協議書について | 右下の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| 39-6 | H26. 8. 20 | 開発事業計画協議書 | 右上の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 「事業者」の右側の部分の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「（担当者）」の右側の部分の一部 | 開示 | | |
| 39-7 | | 開発事業計画概要書（3ページ） | 2ページ目「開発事業費」の項目の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「住所」の部分 | 開示 | | |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「氏名」の部分 | 開示 | | |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「担当者」の部分 | 開示 | | |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「住所」の部分 | 開示 | | |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「氏名」の部分 | 開示 | | |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「担当者」の部分 | 開示 | | |
| 39-8 | | 回答書（2ページ） | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| 39-9 | | 資料目次 | | 開示済 | | |
| 39-10 | | 1 開発区域位置図 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-11 | | 位置図 | | 開示済 | | |
| 39-12 | | 2 開発区域図 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-13 | | 対象不動産現況図（その2） | | 開示済 | | |
| 39-14 | | 3 現況計画平面図 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-15 | | 現況平面図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 39-16 | | 4 公図の写し | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-17 | H26. 7. 2 | 公図写 | 図面中黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 39-18 | | 5 土地登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-19 | H26. 7. 25 | 土地登記事項証明書（54ページ） | | 開示済 | | |
| 39-20 | | 6 開発に係る諸施設の設計書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|-----------------|---------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 39-21 | | システム系統図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 39-22 | | 縦断図・横断図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 39-23 | | フェンス資料 | 上部黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 下部中央黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 39-24 | | 7 資金証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-25 | H26. 6. 17 | 御見積書 | 右上部の発行日の下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部の発行日の下の下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「合計金額」欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「商品名」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「品番」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「数量」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「単価」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「金額」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「備考」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「小計」の項目の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「合計」の項目の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 39-26 | H26. 4. 21 | 残高証明書 | 右上部の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 左の宛名の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右の「お客様番号」の下の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中の「合計金額」の項目の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中の「科目」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中の「金額」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中の「備考」の欄の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 39-27 | | 8 法人登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-28 | H26. 7. 15 | 履歴事項全部証明書（5ページ） | 1ページから4ページ全て黒塗り | 開示 | | |
| | | | 5ページ目左上部の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 左下部の黒塗りの部分 | 開示 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|-----------------------------|---------------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 39-29 | | 共立工業（株）会社概要 （2ページ） | 全て黒塗り | 開示 | | |
| 39-30 | | 9 開発区域の現況写真 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-31 | | 開発区域現況写真 | 図面中央の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 39-32 | | 10 雨水排水計画書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-33 | | 敷地内雨水排水設備計画図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 39-34 | | 雨水排水設備計画平面図・ 雨水排水設備計画断面図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 39-35 | | 雨水排水流出計算書（2 ページ） | | 開示済 | | |
| 39-36 | | 計算表（2ページ） | 1ページ目上部黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 39-37 | | P C樹構造図 | | 開示済 | | |
| 39-38 | | ボックスカルバート構造図 | 右下の枠内の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 39-39 | | 上ぶた式U形側溝図 | | 開示済 | | |
| 39-40 | | 上ぶた式U形側溝製品C A Dデータ | 下部中央黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 39-41 | | 上ぶた式U形側溝図 | | 開示済 | | |
| 39-42 | | 上ぶた式U形側溝施工断面 図 | | 開示済 | | |
| 39-43 | | 上ぶた式U形側溝施工断面 図 | | 開示済 | | |
| 39-44 | | 上ぶた式U形側溝製品図 | | 開示済 | | |
| 39-45 | | 上ぶた式U形側溝断面図 | | 開示済 | | |
| 39-46 | | 上ぶた式U形側溝用蓋 | | 開示済 | | |
| 39-47 | | 11 その他図書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-48 | H26. 7. 31 | 開発事業構想受理通知書 | 左上の宛名の部分 | 開示 | | |
| | | | 「1. 事業者名」の右側の部分 | 開示 | | |
| 39-49 | H26. 8. 8 | 大規模行為（変更）届出書 | 右上の欄外にかけての印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者」の「住所」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 「届出者」の「氏名」の右側の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者」の「氏名」の右側の印影 以外の部分 | 開示 | | |
| | | | 「届出者」の「電話番号」の右側の 部分 | 開示 | | |
| | | | 「4届出内容に係る照会先」の項目 の部分 | 開示 | | |
| 39-50 | H26. 8. 27 | 受理通知書 | 左上宛名の部分 | 開示 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|--------------------------|--------------------------------|---------------|--|----------|
| 39-51 | H26. 3. 10 | 地元説明会議事録 | 上部中央の黒塗りの部分 | 開示 | 割印の一部であり、印影偽造の可能性は極めて低い。割印の意味は、ほかにも同内容の文書が存在することを推認させるものである。 | |
| | | | 「場所」の下1行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「場所」の下2行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「場所」の下3行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の一部 | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の2行目の3文字目まで | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の2行目の4文字目から7文字目まで | 非開示 | 6 | 条例第7条第2号 |
| | | | 「会議名」の右の部分 | 開示 | | |
| | | | 中央下、「議事録作成者」の下の一部 | 開示 | | |
| 39-52 | H26. 4. 13 | 同意書 | 右上部の黒塗りの部分の印影以外 | 開示 | | |
| | | | 右上の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目左の部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目中央の部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目右の部分 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 欄外下の日付の下の2行目の肩書部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の2行目の中央、右側の部分 | 非開示 | 6 | 条例第7条第2号 |
| | | | 欄外下の日付の下の最下部の左の部分 | 開示 | 割印の一部であり、印影偽造の可能性は極めて低い。割印の意味は、ほかにも同内容の文書が存在することを推認させるものである。 | |
| | | | 欄外下の日付の下の最下部の右の部分 | 開示 | 同上 | |
| 39-53 | | 発電設備の連系に係る設備対策について（6ページ） | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 40-1 | H26. 10. 6 | 開発事業計画の計画協議について | 回議用紙の内、「2. 開発事業者の住所及び氏名」の右側の一部 | 開示 | | |
| | | | 回議用紙の内、「2. 開発事業者の住所及び氏名」の右側の一部 | 開示 | | |
| 40-2 | H26. 10. 7 | 開発事業計画の事前協議について（照会） | 「開発事業者の住所及び氏名」の項目の一部 | 開示 | | |
| | | | 「開発事業者の住所及び氏名」の項目の一部 | 開示 | | |
| 40-3 | | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答） | | 開示済 | | |
| 40-4 | | 開発事業計画協議書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 右上の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|-----------------------|-------------------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 40-5 | H26. 10. 6 | 開発事業計画協議書 | 「事業者」の右側の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の印影以外の部分 | 開示 | | |
| | | | 「（担当者）」の右側の部分の一部 | 開示 | | |
| 40-6 | | 開発事業計画概要書（3 ページ） | 2ページ目「開発事業費」の項目の 黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「住 所」の部分 | 開示 | | |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「氏 名」の部分 | 開示 | | |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「担 当者・」の部分 | 開示 | | |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の 「住所」の部分 | 開示 | | |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の 「氏名」の部分 | 開示 | | |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の 「担当者・」の部分 | 開示 | | |
| 40-7 | | 回答書（2ページ） | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| 40-8 | | 資料目次 | | 開示済 | | |
| 40-9 | | 1 開発区域位置図 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-10 | | 位置図 | | 開示済 | | |
| 40-11 | | 2 開発区域図 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-12 | | 対象不動産現況図（その 2） | | 開示済 | | |
| 40-13 | | 3 現況計画平面図 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-14 | | 平面図 | 図面中黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 40-15 | | 4 公図の写し | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-16 | H26. 9. 5 | 公図写 | 図面中黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 40-17 | | 5 土地登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-18 | H26. 7. 25 | 土地登記事項証明書（5 1 ページ） | | 開示済 | | |
| 40-19 | | 6 開発に係る諸施設の設 計書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-20 | | 縦断図・横断図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 40-21 | | 公図写 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 40-22 | | 太陽電池モジュール割付図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 40-23 | | フェンス資料 | 中央下部の黒塗りの部分 | 開示 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|-----------------------------|---------------------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 40-24 | | 7 資金証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-25 | H26. 8. 29 | 御見積書 | 右上の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「合計金額」の右側の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中2行目の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中4行目から11行目にか けての黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「小計」の項目の黒塗 りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「合計」の項目の黒塗 りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 40-26 | H26. 9. 11 | 融資証明書 | 左上部の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「記」の下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 日付の下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 40-27 | H26. 9. 11 | 残高証明書 | 右上部の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部の宛名の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「お客様番号」の下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「合計金額」の項目の部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「科目」の欄の黒塗りの部 分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「金額」の欄の黒塗りの部 分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「備考」の欄の黒塗りの部 分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右下の黒塗りの部分 | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 40-28 | | 8 法人登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-29 | | 履歴事項全部証明書（3 ページ） | 1ページ目「履歴事項全部証明書」 の文字以外の部分黒塗り | 開示 | | |
| | | | 2ページ目全て黒塗り | 開示 | | |
| | | | 3ページ目上段黒塗り | 開示 | | |
| | | | 3ページ目下の黒塗り部分 | 開示 | | |
| 40-30 | | ライジングプロモーション （株）会社概要 | 全て黒塗り | 開示 | | |
| 40-31 | | 9 開発区域の現況写真 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-32 | | 開発区域現況写真 | 写真以外の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 40-33 | | 10 雨水排水計画書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-34 | | 雨水排水設備計画平面図・ 雨水排水設備計画断面図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------------------|-----------|------------------|--------------------------|-----------|--|----------|
| 40-35 | | 敷地内雨水排水設備計画図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 40-36 | | 雨水排水流出計算書（3ページ） | | 開示済 | | |
| 40-37 | | 計算表（3ページ） | 1ページ目上部黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 40-38 | | 上ぶた式U形側溝製品CADデータ | 下部中央の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 40-39 | | 上ぶた式U形側溝図 | | 開示済 | | |
| 40-40 | | 上ぶた式U形側溝図 | | 開示済 | | |
| 40-41 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | 開示済 | | |
| 40-42 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | 開示済 | | |
| 40-43 | | 上ぶた式U形側溝製品図 | | 開示済 | | |
| 40-44 | | 上ぶた式U形側溝断面図 | | 開示済 | | |
| 40-45 | | 上ぶた式U形側溝用蓋 | | 開示済 | | |
| 40-46 | | ボックスカルバート構造図 | 右下の枠内の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 40-47 | | 集水樹図 | 上部1段目の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| | | | 上部2段目の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| | | | 下部中央黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 40-48 | | PC樹構造図 | | 開示済 | | |
| 40-49 | | 11 その他図書 | 「事業者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-50 | H26.9.26 | 開発事業構想受理通知書 | 左の宛名の部分 | 開示 | | |
| | | | 「1. 事業者名」の右側の部分 | 開示 | | |
| 40-51 | H26.3.10 | 地元説明会議事録 | 上部中央の黒塗りの部分 | 開示 | 割印の一部であり、印影偽造の可能性は極めて低い。割印の意味は、ほかにも同内容の文書が存在することを推認させるものである。 | |
| | | | 「場所」の下1行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「場所」の下2行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「場所」の下3行目の部分 | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の一部 | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の2行目の3文字目まで | 開示 | | |
| | | | 「出席者」の右の2行目の4文字目から7文字目まで | 非開示 | 6 | 条例第7条第2号 |
| | | | 「会議名」の右の部分 | 開示 | | |
| 中央下、「議事録作成者」の下の一部 | 開示 | | | | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|--------------------------------|-----------------------|---------------|--|----------|
| | | | 中央下、「議事録作成者」の下の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| 40-52 | H26. 4. 13 | 同意書 | 右上部の黒塗りの部分の印影以外 | 開示 | | |
| | | | 右上の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目左の部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目中央の部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目右の部分 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 欄外下の日付の下の2行目の肩書部分 | 開示 | | |
| | | | 欄外下の日付の下の2行目の中央、右側の部分 | 非開示 | 6 | 条例第7条第2号 |
| | | | 欄外下の日付の下の最下部の左の部分 | 開示 | 割印の一部であり、印影偽造の可能性は極めて低い。割印の意味は、ほかにも同内容の文書が存在することを推認させるものである。 | |
| | | | 欄外下の日付の下の最下部の右の部分 | 開示 | 同上 | |
| 40-53 | | 発電設備の連系に係る設備対策について（6ページ） | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第7号 |
| 40-54 | H26. 9. 24 | 大規模行為（変更）届出書 | 右上の欄外の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者」の「住所」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 「届出者」の「氏名」の右側の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者」の「氏名」の右側印影以外の部分 | 開示 | | |
| | | | 「届出者」の「電話番号」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 「4届出内容に係る照会先」の項目の部分 | 開示 | | |
| 41-1 | H26. 6. 10 | 開発事業計画協議に係る協議済の通知について | 回議用紙の内、「1 事業者名」の右側の一部 | 開示 | | |
| | | | 回議用紙の内、「1 事業者名」の右側の一部 | 開示 | | |
| 41-2 | H26. 6. 10 | 開発事業計画協議済書 | 左上部の宛名の部分 | 開示 | | |
| 41-3 | | 事前協議に係る審査委員の意見等集約表 | | 開示済 | | |
| 41-4 | H26. 5. 30 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（総務課） | | 開示済 | | |
| 41-5 | H26. 5. 30 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（税務課） | 「差出人：」の右のメールアドレス | 非開示 | 8 | 条例第7条第6号 |
| | | | メール本文中の2行目の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 下部の「MAIL」の右のメールアドレス | 非開示 | 8 | 条例第7条第6号 |
| 41-6 | H26. 5. 30 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（町民福祉課） | | 開示済 | | |
| 41-7 | H26. 6. 2 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（子育て健康課） | | 開示済 | | |
| 41-8 | H26. 6. 3 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（生活水道課） | | 開示済 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|--------------------------------|-----------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 41-9 | H26. 6. 6 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（農政課） | | 開示済 | | |
| 41-10 | H26. 6. 5 | 開発協議（まちづくり交流課） | 「差出人：」の右のメールアドレス | 非開示 | 8 | 条例第7条第6号 |
| | | | 下部の「e-mail」の右のメールアドレス | 非開示 | 8 | 条例第7条第6号 |
| 41-11 | H26. 6. 3 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（地域整備課） | | 開示済 | | |
| 41-12 | H26. 6. 6 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（教育課） | | 開示済 | | |
| 41-13 | H26. 5. 30 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（議会事務局） | | 開示済 | | |
| 41-14 | H26. 6. 9 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（水上支所） | | 開示済 | | |
| 41-15 | H26. 6. 2 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（新治支所） | | 開示済 | | |
| 41-16 | H26. 5. 30 | 開発事業計画の事前協議について（照会） | 「開発事業者の住所及び氏名」の項目の一部 | 開示 | | |
| | | | 「開発事業者の住所及び氏名」の項目の一部 | 開示 | | |
| 41-17 | | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答） | | 開示済 | | |
| 42-1 | H26. 8. 29 | 開発事業計画協議に係る協議済の通知について | 回議用紙の内、「1 事業者名」の右の一部 | 開示 | | |
| | | | 回議用紙の内、「1 事業者名」の右の一部 | 開示 | | |
| 42-2 | H26. 8. 29 | 開発事業計画協議済書 | 左上部の宛名の部分 | 開示 | | |
| 42-3 | | 事前協議に係る審査委員の意見等集約表 | | 開示済 | | |
| 42-4 | H26. 8. 22 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（総務課） | | 開示済 | | |
| 42-5 | H26. 8. 22 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（総合政策課） | | 開示済 | | |
| 42-6 | H26. 8. 21 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（税務課） | 「差出人：」の右のメールアドレス | 非開示 | 8 | 条例第7条第6号 |
| | | | メール本文中1行目の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 「MAIL」の右のメールアドレス | 非開示 | 8 | 条例第7条第6号 |
| 42-7 | H26. 8. 22 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（町民福祉課） | | 開示済 | | |
| 42-8 | H26. 8. 22 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（子育て健康課） | | 開示済 | | |
| 42-9 | H26. 8. 27 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（生活水道課） | | 開示済 | | |
| 42-10 | H26. 8. 28 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（地域整備課） | | 開示済 | | |
| 42-11 | H26. 8. 25 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（議会事務局） | | 開示済 | | |
| 42-12 | H26. 8. 26 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（教育課） | | 開示済 | | |
| 42-13 | H26. 8. 29 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（会計課） | | 開示済 | | |
| 42-14 | H26. 8. 25 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（水上支所） | | 開示済 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|-------------|--------------------------------|-----------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 42-15 | H26. 8. 29 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（農政課） | | 開示済 | | |
| 42-16 | H26. 8. 29 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（新治支所） | | 開示済 | | |
| 43-1 | H26. 10. 16 | 開発事業計画協議に係る開発事業協議済書の送付について | 回議用紙の内、「1 事業者名」の右の一部 | 開示 | | |
| | | | 回議用紙の内、「1 事業者名」の右の一部 | 開示 | | |
| 43-2 | H26. 10. 16 | 開発事業計画協議済書 | 左上部の宛名の部分 | 開示 | | |
| 43-3 | | 事前協議に係る審査委員の意見等集約表 | | 開示済 | | |
| 43-4 | H26. 10. 9 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（総務課） | | 開示済 | | |
| 43-5 | H26. 10. 9 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（総合政策課） | | 開示済 | | |
| 43-6 | H26. 10. 7 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（税務課） | 「差出人：」の右のメールアドレス | 非開示 | 8 | 条例第7条第6号 |
| | | | メール本文中2行目の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 「MAIL」の右のメールアドレス | 非開示 | 8 | 条例第7条第6号 |
| 43-7 | H26. 10. 9 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（町民福祉課） | | 開示済 | | |
| 43-8 | H26. 10. 8 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（子育て健康課） | | 開示済 | | |
| 43-9 | H26. 10. 7 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（生活水道課） | | 開示済 | | |
| 43-10 | H26. 10. 15 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（農政課） | | 開示済 | | |
| 43-11 | H26. 10. 8 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（観光課） | | 開示済 | | |
| 43-12 | H26. 10. 8 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（地域整備課） | | 開示済 | | |
| 43-13 | H26. 10. 8 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（議会事務局） | | 開示済 | | |
| 43-14 | H26. 10. 10 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（教育課） | | 開示済 | | |
| 43-15 | H26. 10. 7 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（会計課） | | 開示済 | | |
| 43-16 | H26. 10. 8 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（水上支所） | | 開示済 | | |
| 43-17 | H26. 10. 14 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（新治支所） | | 開示済 | | |
| 44-1 | H26. 12. 11 | 排水計画変更申出 | 右上部の「施工者 住所」の右の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 施行者欄の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部の「施工者 氏名」の右の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 下の表中「事業者」の欄の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 44-2 | | 雨水排水設備全体計画図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 44-3 | | 敷地内雨水排水設備計画図（2期工事） | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|------------------------|------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 44-4 | | 雨水排水流出計算書（3 ページ） | | 開示済 | | |
| 44-5 | | 計算表（3ページ） | 3ページ目上段黒塗り部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 44-6 | | 敷地内雨水排水設備計画図 （3期工事） | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 44-7 | | 上ぶた式U形側溝 | | 開示済 | | |
| 44-8 | | 上ぶた式U形側溝 | | 開示済 | | |
| 44-9 | | 上ぶた式U形側溝施工断面 図 | | 開示済 | | |
| 44-10 | | 上ぶた式U形側溝施工断面 図 | | 開示済 | | |
| 44-11 | | 上ぶた式U形側溝製品図 | | 開示済 | | |
| 44-12 | | 上ぶた式U形側溝断面図 | | 開示済 | | |
| 44-13 | | ボックスカルバート構造図 | 右下枠内の黒塗りの部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 44-14 | | 雨水排水流出計算書（3 ページ） | | 開示済 | | |
| 44-15 | | 計算表（3ページ） | 3ページ目上段黒塗り部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 44-16 | | 集水樹図 | 上部中央の部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| | | | 下部中央の部分 | 非開示 | 7 | 条例第7条第3号 |
| 44-17 | | P C 樹構造図 | | 開示済 | | |
| 45-1 | H26. 7. 1 | 工事着手届 | 上部右側の「事業者」の右の部分 | 開示 | | |
| | | | 事業者の欄の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右の部分 | 開示 | | |
| 45-2 | H27. 3. 26 | 書類送付ご案内 | 上部右側の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| | | | 本文中、4行目の黒塗りの部分 | 開示 | | |
| 46-1 | H26. 9. 17 | 工事着手届 | 右上部の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 事業者の表示 | 開示 | | |
| | | | 「（担当者）」の右側の部分の一部 | 開示 | | |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 46-2 | H26. 9. 17 | 開発事業計画工事着手届に ついて | 右下の印影の部分 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 右下の印影以外の部分 | 開示 | | |
| | | | 右上部の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|------|-------------|--------------|------------------------------|---------------|---------------------------|----------|
| 47-1 | H26. 11. 10 | 工事着手届 | 「事業者」の右側の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の印影以外の部分 | 開示 | | |
| | | | 「担当者」の右側の部分の一部 | 開示 | | |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 48-1 | H27. 8. 24 | 工事完了届 | 右上部の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の印影以外の部分 | 開示 | | |
| | | | 「（担当者）」の右側の部分の一部 | 開示 | | |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 48-2 | | 現況平面図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 48-3 | | 現場写真（2ページ） | | 開示済 | | |
| 49-1 | H27. 8. 24 | 工事完了届 | 右上部の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の印影以外の部分 | 開示 | | |
| | | | 「（担当者）」の右側の部分の一部 | 開示 | | |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 49-2 | | 現況平面図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 49-3 | | 現場写真（2ページ） | | 開示済 | | |
| 50-1 | H27. 8. 24 | 工事完了届 | 右上部の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の印影 | 非開示 | 1 | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の印影以外の部分 | 開示 | | |
| | | | 「（担当者）」の右側の部分の一部 | 開示 | | |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の部分 | 開示 | | |
| 50-2 | | 現況平面図 | 全て黒塗り | 非開示 | 5 | 条例第7条第3号 |
| 50-3 | | 現場写真（2ページ） | | 開示済 | | |
| 51-1 | H27. 10. 15 | 工事完了受理通知について | 回議用紙の内、「2. 開発事業者の住所氏名」の右側の部分 | 開示 | | |
| | | | 下のメモ内の黒塗りの一部（開発事業者の住所氏名） | 開示 | | |
| | | | 下のメモ内の黒塗りの一部（個人情報） | 開示 | | |

| No. | 文書の 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 開示・非開 示の判断 | 非開示理由等（別紙非開示理由 の番号と対応） | 非開示根拠条文 |
|------|-------------|--------------|----------------------------------|---------------|---------------------------|---------|
| 51-2 | H27. 10. 19 | 工事完了届受理通知書 | 左上部の宛名の部分 | 開示 | | |
| 52-1 | H27. 10. 15 | 工事完了受理通知について | 回議用紙の内、「2. 開発事業者の 住所氏名」の右側の部分 | 開示 | | |
| 52-2 | H27. 10. 19 | 工事完了届受理通知書 | 左上部の宛名の部分 | 開示 | | |
| 53-1 | H27. 10. 15 | 工事完了受理通知について | 回議用紙の内、「2. 開発事業者の 住所氏名」の右側の部分 | 開示 | | |
| 53-2 | H27. 10. 19 | 工事完了届受理通知書 | 左上部の宛名の部分 | 開示 | | |

別紙非開示理由

- 1 法人その他の団体または事業を営む個人の当該事業に関する印影であって、押印されている文書の内容からみて、当該押印は内部管理に属する情報であり、取引関係のない不特定多数の第三者に広く知られる状態に置いているとは認められず、印影の偽造の可能性を考えると、開示すると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
- 2 実施機関からの要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる。
- 3 法人に関する情報であって、係争中の争訟等に関する情報が含まれており、開示すると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
- 4 法人で利用する担当者のメールアドレスであって、内部管理に属する情報であり、取引関係のない不特定多数の第三者に広く知られる状態においているとは認められず、メールアドレスを利用したコンピューターへの不正な攻撃の可能性等があり、開示すると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。
- 5 法人の事業に関する情報であって、営業上の技術、知識、資産関係情報等を含んでいるから、開示すると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害

すると認められる。

- 6 個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものである。
- 7 文書全体が法人の事業に関する情報であって、営業上の技術、知識等を含んでいるから、開示すると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。そして、一部開示済みの部分にも営業上の知識、技術に関する情報が含まれているため、非開示部分については非開示が妥当である。
- 8 町の機関が行う事務又は事業に関する情報であるメールアドレスであって、メールアドレスを利用したコンピューターへの不正な攻撃の可能性等があるから、公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある。

別紙 事案の概要

| 年月日 | 内容 |
|-----------|----------------------------|
| 令和4年2月1日 | 公文書開示請求書 |
| 令和4年2月17日 | 公文書開示決定期間延長通知書の発出 |
| 令和4年3月7日 | 公文書開示決定期間延長通知書（再延長）の発出 |
| 令和4年3月18日 | 公文書部分開示決定通知書の発出 |
| 令和4年4月18日 | 審査請求書の提出 |
| 令和4年5月10日 | 審査請求書の送付及び弁明書の提出の求めについての発出 |
| 令和4年6月10日 | 弁明書の提出期限の再設定についての発出 |
| 令和4年6月29日 | 弁明書の提出 |
| 令和4年7月22日 | 反論書の提出 |
| 令和4年8月17日 | 実施機関から諮問 |

別紙 実施機関の主張

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-----|------------|--------------------------------------|------------------------------|--|-----------------------------------|
| 1-1 | H29. 5. 19 | 群馬カントリークラブ太陽光発電所建設事業に関する書類提出について | 起案用紙の内、本文 2 行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | みなかみ町情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 3 号 |
| | | | 起案用紙の内、本文 4 行目から 5 行目にかけての部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第 7 条第 3 号 |
| | | | 起案用紙の内、本文中「2. 事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第 7 条第 3 号 |
| 1-2 | H29. 5 | 群馬カントリークラブ太陽光発電所建設事業に関する書類提出について（依頼） | 左上の宛名の部分の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第 7 条第 3 号 |
| | | | 左上の宛名の部分の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第 7 条第 2 号 |
| | | | 本文中、1 行目から 2 行目にかけての部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第 7 条第 3 号 |
| | | | 本文中、4 行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第 7 条第 3 号 |
| 2-1 | H29. 5. 18 | 現場対応記録 | 「相手方」の項目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第 7 条第 5 号 |
| | | | 「経過」の記載の内、1 行目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第 7 条第 5 号 |
| | | | 「結果」の記載の内、1 行目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第 7 条第 5 号 |
| | | | 「結果」の記載の内、1 行目から 2 行目にかけての部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第 7 条第 5 号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-----|------------|-----------------------------------|--|--|-----------------------------------|
| 3-1 | H29. 4. 14 | 現場対応記録 | 欄外上部の2行目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 欄外上部の3行目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 「相手方」の項目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 本文中、「4月12日」からの記載の内、1行目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 本文中、「4月12日」からの記載の内、3行目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 本文中、「4月13日」からの記載の内、1行目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 本文中、「4月14日」からの記載の内、1行目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 本文中、12行目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 本文中、その他の記載の内、5行目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | | | 2ページ目※印の記載中、1行目の「地域住民から」の右の黒塗りの部分 |
| | | 2ページ目※印の記載中、1行目の「地域整備課と」の右の黒塗りの部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 | |
| 4-1 | H29. 6. 12 | 群馬カントリークラブ太陽光発電所建設事業の疑義に関する回答について | | | |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-----|----------|------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|----------|
| 4-2 | H29.6.9 | ご回答 | 右上日付の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、4行目から5行目にかけての部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、6行目の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、8行目の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、9行目から10行目にかけての部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、12行目の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、17行目以降、「草々」より上の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 5-1 | H30.6.25 | シナネン群馬カントリーソーラーパークの件について（通知） | 起案用紙の内、本文2行目の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、本文2行目の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 5-2 | H30.6.25 | みなかみ町長、地域整備課長宛の文書 | 本文中、中段1. 2. 3. 4. の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 日付の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 5-3 | H26.10.9 | 開発事業計画添付書類について | 本文中、3行目の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文の右下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 5-4 | H26.10.7 | 受理通知書 | 左上の宛名の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 5-5 | H26.9.24 | 大規模行為（変更）届出書 | 右上の欄外にかけての黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「届出者 住所」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「届出者 氏名」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「届出者 電話番号」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「4届出内容に係る照会先」の項目の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 6-1 | H30.6.27 | シナネン群馬カントリーソーラーパークの件について（回答） | 起案用紙の内、本文1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 6-2 | H30.6. | シナネン群馬カントリーソーラーパークの件について（回答） | 左上の宛名の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文中、1の「（回答）」の記載の1行目から2行目にかけての部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の2行目から3行目にかけての部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の4行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の5行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の6行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文中、2の「（回答）」の記載の8行目から10行目にかけての部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文中、3の「（回答）」の記載の3行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文中、3の「（回答）」の記載の3行目から4行目にかけての部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-----|------------|----------------------------|----------------------------|--|----------|
| 6-3 | H30. 6. 25 | みなかみ町長、地域整備課長宛の文書 | 上部の中央の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、中段1. 2. 3. 4. の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、中段1. 2. 3. 4. の記載の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 日付の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 7-1 | H31. 4. 12 | 群馬カントリークラブソーラーパーク関係の報告について | 起案用紙の内、本文1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「1.」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「2.」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、本文の右下、日付等の記載の下の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| 7-2 | H31. 4. 11 | ご報告資料 | 日付の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「第1」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「第2」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 7-3 | H31. 4. 8 | (別紙1) | 左上段の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、「冠省」より下、①より上の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、「①」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、「②」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、「草々」の下の日付を除いた部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 7-4 | H31. 3. 26 | (別紙2) | 左上段の宛名の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 宛名より下、「1.」の記載より上の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「1.」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「2.」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「3.」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「3.」の記載の下1行目の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「追記」の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 日付の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------------|--------------------------------|----------|
| 7-5 | H31. 3. 25 | (別紙3) | 1 ページ目上部の中央の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 左上の宛名の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 宛名より下、「1.」の記載より上の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「1.」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「2.」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「3.」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目上部の中央の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「4.」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 日付の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 7-6 | H31. 4. 11 | 書類送付のご案内 | 「記」の下、2 行目の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「記」の下、5 行目の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「記」の下、6 行目の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「以上」の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 8-1 | R1. 10. 2 | 群馬カントリークラブソーラーパーク関係の報告について | 起案用紙の内、本文 1 行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「1.」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 8-2 | R1. 10. 2 | ご報告資料 | 1 ページ目日付の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第 1」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第 1」の「1」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第 1」の「2」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「第 1」の「3」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「第 2」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「第 3」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「第 3」の「1」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「第 3」の「2」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 3 ページ目「第 4」、「第 4」の「1」及び「2」以外の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 3 ページ目「第 4」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 3 ページ目「第 4」の「1」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 3 ページ目「第 4」の「2」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 3 ページ目「以上」より下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 | | | |
| 9-1 | R1. 11. 18 | 群馬カントリークラブソーラーパーク関係の報告について | 起案用紙の内、本文 1 行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「1.」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|------|------------|----------------------------|-----------------------|--------------------------------|----------|
| 9-2 | R1. 11. 14 | ご報告資料 | 1 ページ目日付より下「第1」より上の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目日付より下「第1」より上の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の「1」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の「2」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の「3」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「第2」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 9-3 | R1. 11. 14 | 書類送付のご案内 | 本文中、「記」の下、2行目の記載 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、「以上」の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 10-1 | R2. 6. 30 | 群馬カントリークラブソーラーパーク関係の報告について | 起案用紙の内、本文1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「1.」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 10-2 | R2. 6. 22 | ご報告 | 1 ページ目日付の下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の「1」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 1 ページ目「第1」の「2」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「3」及び「第2」以外の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「3」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 2 ページ目「第2」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|------|-------------|------------------------|--|--|----------|
| 11-1 | R3. 12. 14 | 地元要望に対する相談 | 1 ページ目相手先の項目の黒塗りの部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 1 ページ目概要より下の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 2 ページ目本文中、5 行目の部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 2 ページ目本文中、1 段目の(町)の2 行目から4 行目にかけての部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 2 ページ目本文中、1 段目の(町)の5 行目以降、「この件で、町にご迷惑をおかけして申し訳ない。」より上までの部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 2 ページ目本文中、2 段目の(町)の1 行目以降、「本来であれば、」のより前までの部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| | | | 2 ページ目本文中、2 段目の(町)の記載中「了解した」の上の黒塗りの部分 | 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため | 条例第7条第5号 |
| 11-2 | | みなかみ町役場 地域整備課次長高橋様宛の文書 | 本文中、4 行目以降、「以上、宜しく願い申し上げます。」の上までの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「以上、宜しく願い申し上げます」より下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 11-3 | H26. 12. 11 | 公共物使用工作物設置許可申請書 | 右上の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 右上の「住所」の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 右上の「氏名」の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 右上の「電話」の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 11-4 | | 公図写、求積図 | 全て黒塗り | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 11-5 | | 公図写、求積図 | 全て黒塗り | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 11-6 | | 公図写、求積図拡大1 | 図の中央、赤い矢印の下の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 11-7 | | 公図写、求積図拡大2 | 図の上の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 図の中央、赤い矢印の下の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 11-8 | | 側溝の資料 | 全て黒塗り | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 11-9 | | 公図写、求積図拡大1 | 図の中央、赤い矢印の下の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 図の赤い四角の中の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 12-1 | H26. 12. 19 | 公共物使用工作物設置 | | | |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|----------------|--------------------------------|-----------------|-------------------------|--------------------------------------|----------|
| 12-2 | H26. 12. 19 | 公共物使用許可書 | 右上の申請者の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上の申請者の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「6. 使用料」の右の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「6. 使用料」の右、括弧中の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 12-3 | H26. 12. 11 | 公共物使用工作物設置許可申請書 | 右上の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上「住所」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上「氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上「氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 右上「電話」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 12-4 | H26. 12. 11 | 排水計画変更申出 | 「施工者 住所」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「施工者 氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「施工者 氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「開発事業の名称」の項目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「開発区域の位置」の欄の1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「開発区域の位置」の欄の2行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「開発区域の位置」の欄の3行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の欄の1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の欄の2行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 「事業者」の欄の3行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 | | | |
| 12-5 | H26. 4. 13 | 同意書 | 右上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目左の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目中央の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 欄外下の日付の下の1行目右の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 欄外下の日付の下の2行目「立会人」の右側の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 欄外下の日付の下の最下部の左の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 欄外下の日付の下の最下部の右の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|-------------|--------------------|-------------------|---|----------|
| 12-6 | H26. 3. 10 | 地元説明会議事録 | 上部中央の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下2行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下3行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「出席者」の右の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「出席者」の右下の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「会議名」の右の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中央下、「議事録作成者」の下の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 12-7 | | 雨水排水流出計算書（12ページ） | 6ページ目、右上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 12ページ目、右上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 12-8 | | 集水樹の形状・寸法 | 中央上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中央下部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 12-9 | | PC樹構造図 | | | |
| 12-10 | H26. 11. 21 | 申請箇所写真（4ページ） | | | |
| 12-11 | | 申請地位置図 | | | |
| 12-12 | | 案内図 | 図面中右の黒塗りの部分 | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 12-13 | | 公図写・求積図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 12-14 | | 雨水排水設備全体計画図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 12-15 | | 敷地内雨水排水設備計画図（2期工事） | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 12-16 | | 敷地内雨水排水設備計画図（3期工事） | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 12-17 | | 上ぶた式U形側溝 | | | |
| 12-18 | | 上ぶた式U形側溝 | | | |
| 12-19 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | | |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|----------|---------------------------------|-----------------------|---|----------|
| 12-20 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | | |
| 12-21 | | 上ぶた式U形側溝製品図 | | | |
| 12-22 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | | |
| 12-23 | | ボックスカルバート構造図 | 右下の枠内の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 13-1 | H29.7.4 | みなかみ町法定外公共物における不法使用状態解消について（通知） | 起案用紙の内、本文1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 13-2 | H29.7.10 | みなかみ町法定外公共物における不法使用状態の解消について | 左上、宛名の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文中、1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 13-3 | | 道路台帳図上に開発区域、開発者、地番等を記入した図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 13-4 | | 上記現場写真 | | | |
| 14-1 | R1.10.8 | 復命書 | | | |
| 14-2 | R1. | 境界確定書 | 右上部の黒塗りの部分（左側） | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部の黒塗りの部分（右側） | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 申請者の枠内の「住所」の右の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 申請者の枠内の「住所」の右下の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 申請者の枠内の3行目の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 申請者の枠内の3行目の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 申請者の枠内の右端の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 隣接土地所有者の枠内の「住所」の右の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 隣接土地所有者の枠内の「住所」の右下の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 隣接土地所有者の枠内の「氏名」の右の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 隣接土地所有者の枠内の「氏名」の右の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 隣接土地所有者の枠内の右端の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 14-3 | | 境界確定図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 14-4 | | 境界確定図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 14-5 | R1.9.20 | 杭の写真（8ページ） | | | |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|-----------------|-----------------------------------|---|----------|
| 14-6 | R1. 9. 5 | 公共物境界確定申請書 | 右上の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「(申請者)」の「住所」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「(申請者)」の「氏名」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「(申請者)」の「氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「(申請者)」の「氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「(代理人)」の「住所」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「(代理人)」の「氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第3号 |
| | | | 「(代理人)」の「氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第2号 |
| 14-7 | R1. 8. 26 | 登記事項証明書(12ページ) | | | |
| 14-8 | | 位置図 | | | |
| 14-9 | | 案内図 | 図面中左の黒塗りの部分 | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 14-10 | R1. 9. 4 | 公図写 | 図面中、黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 図面右下、「所在」の下の黒塗りの一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 図面右下、「所在」の下の黒塗りの一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 14-11 | | 現況平面図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 14-12 | | 隣接土地所有者一覧表 | 表2行目、所有者住所の欄の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表2行目、所有者氏名又は名称の欄の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表2行目、立会人証明の欄の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 表6行目、所有者住所の欄の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表6行目、所有者氏名又は名称の欄の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表6行目、立会人証明の欄の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 15-1 | H26. 5. 29 | 開発事業計画の計画協議について | 起案用紙の内、本文中「2. 開発事業者の住所及び氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、本文中「2. 開発事業者の住所及び氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 起案用紙の内、本文中「3. 開発事業の位置」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-2 | | 開発事業計画協議書 | 「事業者」の右の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|------|------------|-----------------|-------------------------------|--------------------------------------|----------|
| 15-3 | H26. 5. 29 | 開発事業計画協議書 | 「事業者」の下の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の下の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「(担当者)」の下の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 15-4 | | 開発事業計画概要書(2ページ) | 2ページ目「開発事業費」の項目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「住所」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「担当者・連絡先」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「住所」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「担当者・」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-5 | | 回答書(3ページ) | 1ページ目「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-6 | H26. 3. 10 | 地元説明会議事録 | 上部中央の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下2行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下3行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「出席者」の右の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「出席者」の右下の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 中央下、議事録作成者の下の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中央下、議事録作成者の下の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 15-7 | | 同意書 | 右上部の黒塗りの一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部の黒塗りの一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 事業者の項目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「懸案事項」の項目「3)その他」の記載中の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 欄外下日付の下の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 欄外下日付の下の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|----|------------------|--------------|---|----------|
| 15-8 | | 資料目次 | | | |
| 15-9 | | 1 開発区域位置図 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-10 | | 位置図 | | | |
| 15-11 | | 2 開発区域図 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-12 | | 対象不動産現況図（その2） | | | |
| 15-13 | | 3 現況計画平面図 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-14 | | 平面図 | 図面中左側の黒塗りの部分 | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-15 | | 太陽電池モジュール割付図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-16 | | 4 公図の写し | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-17 | | 公図写 | | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-18 | | 境界図 | 上部の黒塗りの部分 | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-19 | | 5 土地登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-20 | | 土地登記事項証明書（10ページ） | | | |
| 15-21 | | 6 開発に係る諸施設的设计書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-22 | | システム系統図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-23 | | 縦断図・横断図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-24 | | 7 資金証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|----|----------|------------------------|---|----------|
| 15-25 | | 御見積書（概算） | 上部右の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 印影（上部右の黒塗りの部分） | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「支払条件」の右側の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「合計金額」の右側の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「品名」の欄の「1」の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「品名」の欄の「2」の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「品名」の欄の「3」の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「品名」の欄の「4」の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「数量」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「単価」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「金額」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「合計」の項目の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 下段の見積条件の欄中黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表外の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|-------------|-----------------|-------------------|---|----------|
| 15-26 | H25. 11. 27 | 御見積書（概算）（2ページ目） | 表外日付の上の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中数量の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中単価の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中金額の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表外下の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-27 | H25. 11. 19 | 外貨預金残高証明書 | 左上部の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部宛名の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部宛名の下の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部「作成日」の上の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部「作成日」の下の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文3行目から5行目の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中預金種類の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中通貨欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中口座番号の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中残高の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表外左下の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|-----------|-----------------|--------------------------|---|----------|
| 15-28 | H25.11.19 | 残高証明書 | 左上部の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部宛名の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部宛名の下の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部「作成日」の上の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部「作成日」の下の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 本文3行目から5行目の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中勘定の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中口座番号の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中残高の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中（内決済未確認証券類）の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表外左下の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-29 | | 8 法人登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-30 | | 履歴事項全部証明書（5ページ） | 全て黒塗り | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-31 | | 9 開発区域の現況写真 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-32 | | 写真撮影方向図 | 図面中黒塗りの部分 | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-33 | | 写真（4ページ） | | | |
| 15-34 | | 10 雨水排水計画書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-35 | | 雨水排水流出計算書 | | | |
| 15-36 | | 敷地内雨水排水設備計画図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|--------------------|--------------------------|---|----------|
| 15-37 | | 敷地内雨水排水設備断面計画図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-38 | | 敷地内雨水排水設備横断面図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-39 | | 計算表（2ページ） | 2ページ目上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-40 | | U字溝（上ぶた式U形側溝） | | | |
| 15-41 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | | |
| 15-42 | | 上ぶた式U形側溝製品図 | | | |
| 15-43 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | | |
| 15-44 | | 鉄筋コンクリートU形 施工・歩掛り | | | |
| 15-45 | | ボックスカルバート断面図 | | | |
| 15-46 | | 集水樹図 | 最上段の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 上から2段目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 上から3段目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中央下部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-47 | | 1 1 その他図書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-48 | H26. 1. 20 | 開発事業構想受理通知書 | 左上宛名の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「1. 事業者名」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 15-49 | H26. 4. 24 | 受理通知書 | 左上宛名の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上宛名の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 15-50 | H26. 4. 11 | 大規模行為（変更）届出書（6ページ） | 1ページ目「届出者 住所」の右の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 1ページ目「届出者 氏名」の右の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 1ページ目「届出者 氏名」の右の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 1ページ目「4届出内容に係る照会先」の項目の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 1ページ目「4届出内容に係る照会先」の項目の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-----------------|--------------------------------|--|--------------------------------|---|----------|
| 15-51 | | 打合せ記録群馬カントリークラブ太陽光発電所建設の、みなかみ町開発協議申請の土壌汚染に関わる件について | 左上部出席者の記載の下の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部出席者の記載の下の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 15-52 | | 電力需給契約申込書 | 全て黒塗り | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 15-53 | | 再生可能エネルギー発電設備の認定について（通知） | 右上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部の宛名の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部の宛名の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 本文中1行目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「発電設備区分」の項目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「発電事業者名」の項目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「設備ID」の項目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「発電出力」の項目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 中段表中「認定日」の項目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 | | | |
| 15-54 | | 継続検討回答書 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-1 | H26.8.20 | 開発事業計画の計画協議について | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の住所及び氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の住所及び氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 16-2 | H26.8.21 | 開発事業計画の事前協議について（照会） | 「開発事業者の住所及び氏名」の項目の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「開発事業者の住所及び氏名」の項目の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 16-3 | | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答） | | | |
| 16-4 | | 開発事業計画協議書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-5 | H26.8.25 | 開発事業計画協議書について | 右下の黒塗りの部分 | 公にしないと条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 16-6 | H26.8.20 | 開発事業計画協議書 | 右上の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「（担当者）」の右側の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|----------|------------------|---------------------------|---|----------|
| 16-7 | | 開発事業計画概要書（3ページ） | 2ページ目「開発事業費」の項目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「住所」の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「氏名」の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「氏名」の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「氏名」の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「担当者・」の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「住所」の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「氏名」の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「氏名」の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「担当者・」の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-8 | | 回答書（2ページ） | 「事業者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 16-9 | | 資料目次 | | | |
| 16-10 | | 1 開発区域位置図 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-11 | | 位置図 | | | |
| 16-12 | | 2 開発区域図 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-13 | | 対象不動産現況図（その2） | | | |
| 16-14 | | 3 現況計画平面図 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-15 | | 現況平面図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-16 | | 4 公図の写し | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-17 | H26.7.2 | 公図写 | 図面中黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-18 | | 5 土地登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-19 | H26.7.25 | 土地登記事項証明書（54ページ） | | | |
| 16-20 | | 6 開発に係る諸施設的设计書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-21 | | システム系統図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|---------------------|---|-----------|---------------------|---|----------|
| 16-22 | | 縦断面図・横断面図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-23 | | フェンス資料 | 上部黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 下部中央黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-24 | | 7 資金証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-25 | H26.6.17 | 御見積書 | 右上部の発行日の下の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部の発行日の下の下の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「合計金額」欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「品名」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「品番」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「数量」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「単価」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「金額」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「備考」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中の「小計」の項目の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 中段表中の「合計」の項目の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 | | | |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|-------------------------|---------------------|---|----------|
| 16-26 | H26. 4. 21 | 残高証明書 | 右上部の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左の宛名の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右の「お客様番号」の下の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中の「合計金額」の項目の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中の「科目」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中の「金額」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 表中の「備考」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右下の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-27 | | 8 法人登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-28 | H26. 7. 15 | 履歴事項全部証明書（5ページ） | 1ページから4ページ全て黒塗り | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 5ページ目左上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左下部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-29 | | 共立工業（株）会社概要（2ページ） | 全て黒塗り | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-30 | | 9 開発区域の現況写真 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-31 | | 開発区域現況写真 | 図面中央の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-32 | | 10 雨水排水計画書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-33 | | 敷地内雨水排水設備計画図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-34 | | 雨水排水設備計画平面図・雨水排水設備計画断面図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-35 | | 雨水排水流出計算書（2ページ） | | | |
| 16-36 | | 計算表（2ページ） | 1ページ目上部黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-37 | | PC樹構造図 | | | |
| 16-38 | | ボックスカルバート構造図 | 右下の枠内の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|------------------|---------------------|--------------------------------------|----------|
| 16-39 | | 上ぶた式U形側溝図 | | | |
| 16-40 | | 上ぶた式U形側溝製品CADデータ | 下部中央黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-41 | | 上ぶた式U形側溝図 | | | |
| 16-42 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | | |
| 16-43 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | | |
| 16-44 | | 上ぶた式U形側溝製品図 | | | |
| 16-45 | | 上ぶた式U形側溝断面図 | | | |
| 16-46 | | 上ぶた式U形側溝用蓋 | | | |
| 16-47 | | 1 1 その他図書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 16-48 | H26. 7. 31 | 開発事業構想受理通知書 | 左上の宛名の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「1. 事業者名」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 16-49 | H26. 8. 8 | 大規模行為（変更）届出書 | 右上の欄外にかけての黒塗り部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者」の「住所」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者」の「氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者」の「氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「届出者」の「電話番号」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「4届出内容に係る照会先」の項目の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「4届出内容に係る照会先」の項目の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 16-50 | H26. 8. 27 | 受理通知書 | 左上宛名の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上宛名の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|----------|
| 16-51 | H26. 3. 10 | 地元説明会議事録 | 上部中央の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下2行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下3行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「出席者」の右の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「出席者」の右下の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「議事録作成者」の下の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「議事録作成者」の下の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 16-52 | | 同意書 | 右上部の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「事業者」の項目の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「懸案事項」の項目の「3）その他」の記載中の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 欄外下の日付の下の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 欄外最下部の左の黒塗り部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 欄外最下部の右の黒塗り部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 16-53 | | 発電設備の連系に係る設備対策について | 全て黒塗り | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 17-1 | H26. 10. 6 | 開発事業計画の計画協議について | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の住所及び氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の住所及び氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 17-2 | H26. 10. 7 | 開発事業計画の事前協議について（照会） | 「開発事業者の住所及び氏名」の項目の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「開発事業者の住所及び氏名」の項目の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 17-3 | | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答） | | | |
| 17-4 | | 開発事業計画協議書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|------------------|---------------------------|---|----------|
| 17-5 | H26. 10. 6 | 開発事業計画協議書 | 右上の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「(担当者)」の右側の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 17-6 | | 開発事業計画概要書(3ページ) | 2ページ目「開発事業費」の項目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「住所」の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「氏名」の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「氏名」の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 2ページ目「設計者」の項目の「担当者・」の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「住所」の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「氏名」の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「氏名」の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 2ページ目「工事施行者」の項目の「担当者・」の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-7 | | 回答書(2ページ) | 「事業者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 17-8 | | 資料目次 | | | |
| 17-9 | | 1 開発区域位置図 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-10 | | 位置図 | | | |
| 17-11 | | 2 開発区域図 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-12 | | 対象不動産現況図(その2) | | | |
| 17-13 | | 3 現況計画平面図 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-14 | | 平面図 | 図面中黒塗りの部分 | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-15 | | 4 公図の写し | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-16 | H26. 9. 5 | 公図写 | 図面中黒塗りの部分 | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-17 | | 5 土地登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-18 | H26. 7. 25 | 土地登記事項証明書(51ページ) | | | |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|----------------|---------------------------|---|----------|
| 17-19 | | 6 開発に係る諸施設の設計書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-20 | | 縦断図・横断図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-21 | | 公図写 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-22 | | 太陽電池モジュール割付図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-23 | | フェンス資料 | 中央下部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-24 | | 7 資金証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-25 | H26. 8. 29 | 御見積書 | 右上の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「合計金額」の右側の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中2行目の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中4行目から11行目にかけての黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「小計」の項目の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段の表中「合計」の項目の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-26 | H26. 9. 11 | 融資証明書 | 左上部の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「記」の下の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右下の黒塗りの一部 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右下の黒塗りの一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|----------|-------------------------|-----------------------------|---|----------|
| 17-27 | H26.9.11 | 残高証明書 | 右上部の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部の宛名の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「お客様番号」の下の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「合計金額」の項目の部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「科目」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「金額」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 中段表中「備考」の欄の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右下の黒塗りの部分 | 法人の内部管理情報であり、資金力などが明らかになると当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-28 | | 8 法人登記事項証明書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-29 | | 履歴事項全部証明書（3ページ） | 1ページ目「履歴事項全部証明書」の文字以外の部分黒塗り | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 2ページ目全て黒塗り | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 3ページ目上段黒塗り | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 3ページ目下の黒塗り部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-30 | | ライジングプロモーション（株）会社概要 | 全て黒塗り | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-31 | | 9 開発区域の現況写真 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-32 | | 開発区域現況写真 | 写真以外の黒塗りの部分 | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-33 | | 10 雨水排水計画書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-34 | | 雨水排水設備計画平面図・雨水排水設備計画断面図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-35 | | 敷地内雨水排水設備計画図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-36 | | 雨水排水流出計算書（3ページ） | | | |
| 17-37 | | 計算表（3ページ） | 1ページ目上部黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|----------|------------------|-----------------|--------------------------------------|----------|
| 17-38 | | 上ぶた式U形側溝製品CADデータ | 下部中央の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-39 | | 上ぶた式U形側溝図 | | | |
| 17-40 | | 上ぶた式U形側溝図 | | | |
| 17-41 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | | |
| 17-42 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | | |
| 17-43 | | 上ぶた式U形側溝製品図 | | | |
| 17-44 | | 上ぶた式U形側溝断面図 | | | |
| 17-45 | | 上ぶた式U形側溝用蓋 | | | |
| 17-46 | | ボックスカルバート構造図 | 右下の枠内の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-47 | | 集水樹図 | 上部1段目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 上部2段目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 下部中央黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-48 | | PC樹構造図 | | | |
| 17-49 | | 11 その他図書 | 「事業者」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 17-50 | H26.9.26 | 開発事業構想受理通知書 | 左の宛名の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「1. 事業者名」の右側の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 17-51 | H26.3.10 | 地元説明会議事録 | 上部中央の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下1行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下2行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「場所」の下3行目の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「出席者」の右の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「出席者」の右下の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「議事録作成者」の下の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「議事録作成者」の下の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|----------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|----------|
| 17-52 | | 同意書 | 右上部の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「事業者」の項目の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 「懸案事項」の項目の「3）その他」の記載中の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 欄外下の日付の下の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 欄外下「立会人」の右の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 欄外最下部の左の黒塗り部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 欄外最下部の右の黒塗り部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 17-53 | | 発電設備の連系に係る設備対策について（6ページ） | 全て黒塗り | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 17-54 | H26.9.24 | 大規模行為（変更）届出書 | 右上の欄外にかけての黒塗り部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者」の「住所」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者」の「氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「届出者」の「氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「届出者」の「氏名」の右側の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「4届出内容に係る照会先」の項目の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「4届出内容に係る照会先」の項目の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 18-1 | H26.6.10 | 開発事業計画協議に係る協議済の通知について | 起案用紙の内、「1 事業者名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「1 事業者名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 18-2 | H26.6.10 | 開発事業計画協議済書 | 左上部の宛名の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部の宛名の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 18-3 | | 事前協議に係る審査委員の意見等集約表 | | | |
| 18-4 | H26.5.30 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（総務課） | | | |
| 18-5 | H26.5.30 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（税務課） | 「差出人：」の右の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | メール本文中の2行目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 下部の「MAIL」の右の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 18-6 | H26.5.30 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（町民福祉課） | | | |
| 18-7 | H26.6.2 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（子育て健康課） | | | |
| 18-8 | H26.6.3 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（生活水道課） | | | |
| 18-9 | H26.6.6 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（農政課） | | | |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|----------------------------------|----------------------|--------------------------------------|----------|
| 18-10 | H26. 6. 5 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（まちづくり交流課） | 「差出人：」の右の黒塗りの部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 下部の「e-mail」の右の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 18-11 | H26. 6. 3 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（地域整備課） | | | |
| 18-12 | H26. 6. 6 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（教育課） | | | |
| 18-13 | H26. 5. 30 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（議会事務局） | | | |
| 18-14 | H26. 6. 9 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（水上支所） | | | |
| 18-15 | H26. 6. 2 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（新治支所） | | | |
| 18-16 | H26. 5. 30 | 開発事業計画の事前協議について（照会） | 「開発事業者の住所及び氏名」の項目の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「開発事業者の住所及び氏名」の項目の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 18-17 | | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答） | | | |
| 19-1 | H26. 8. 29 | 開発事業計画協議に係る協議済の通知について | 起案用紙の内、「1 事業者名」の右の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「1 事業者名」の右の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 19-2 | H26. 8. 29 | 開発事業計画協議済書 | 左上部の宛名の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部の宛名の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 19-3 | | 事前協議に係る審査委員の意見等集約表 | | | |
| 19-4 | H26. 8. 22 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（総務課） | | | |
| 19-5 | H26. 8. 22 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（総合政策課） | | | |
| 19-6 | H26. 8. 21 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（税務課） | 「差出人：」の右の黒塗りの部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | メール本文中1行目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「MAIL」の右の黒塗りの部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 19-7 | H26. 8. 22 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（町民福祉課） | | | |
| 19-8 | H26. 8. 22 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（子育て健康課） | | | |
| 19-9 | H26. 8. 27 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（生活水道課） | | | |
| 19-10 | H26. 8. 28 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（地域整備課） | | | |
| 19-11 | H26. 8. 25 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（議会事務局） | | | |
| 19-12 | H26. 8. 26 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（教育課） | | | |
| 19-13 | H26. 8. 29 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（会計課） | | | |
| 19-14 | H26. 8. 25 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（水上支所） | | | |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|-------------|--------------------------------|-----------------------|---|----------|
| 19-15 | H26. 8. 29 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（農政課） | | | |
| 19-16 | H26. 8. 29 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（新治支所） | | | |
| 20-1 | H26. 10. 16 | 開発事業計画協議に係る協議済の通知について | 起案用紙の内、「1 事業者名」の右の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「1 事業者名」の右の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 20-2 | H26. 10. 16 | 開発事業計画協議済書 | 左上部の宛名の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部の宛名の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 20-3 | | 事前協議に係る審査委員の意見等集約表 | | | |
| 20-4 | H26. 10. 9 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（総務課） | | | |
| 20-5 | H26. 10. 9 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（総合政策課） | | | |
| 20-6 | H26. 10. 7 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（税務課） | 「差出人：」の右の黒塗りの部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | メール本文中2行目の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「MAIL」の右の黒塗りの部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 20-7 | H26. 10. 9 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（町民福祉課） | | | |
| 20-8 | H26. 10. 8 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（子育て健康課） | | | |
| 20-9 | H26. 10. 7 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（生活水道課） | | | |
| 20-10 | H26. 10. 15 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（農政課） | | | |
| 20-11 | H26. 10. 8 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（観光課） | | | |
| 20-12 | H26. 10. 8 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（地域整備課） | | | |
| 20-13 | H26. 10. 8 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（議会事務局） | | | |
| 20-14 | H26. 10. 10 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（教育課） | | | |
| 20-15 | H26. 10. 7 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（会計課） | | | |
| 20-16 | H26. 10. 8 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（水上支所） | | | |
| 20-17 | H26. 10. 14 | 開発事業計画に関わる事前協議について（回答）（新治支所） | | | |
| 21-1 | H26. 12. 11 | 排水計画変更申出 | 右上部の「施工者 住所」の右の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部の「施工者 氏名」の右の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 右上部の「施工者 氏名」の右の黒塗りの部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 下の表中「事業者」の欄の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 21-2 | | 雨水排水設備全体計画図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|-------|------------|--------------------|-----------------|---|----------|
| 21-3 | | 敷地内雨水排水設備計画図（2期工事） | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 21-4 | | 雨水排水流出計算書（3ページ） | | | |
| 21-5 | | 計算表（3ページ） | 3ページ目上段黒塗り部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 21-6 | | 敷地内雨水排水設備計画図（3期工事） | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 21-7 | | 上ぶた式U形側溝 | | | |
| 21-8 | | 上ぶた式U形側溝 | | | |
| 21-9 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | | |
| 21-10 | | 上ぶた式U形側溝施工断面図 | | | |
| 21-11 | | 上ぶた式U形側溝製品図 | | | |
| 21-12 | | 上ぶた式U形側溝断面図 | | | |
| 21-13 | | ボックスカルバート構造図 | 右下枠内の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 21-14 | | 雨水排水流出計算書（3ページ） | | | |
| 21-15 | | 計算表（3ページ） | 3ページ目上段黒塗り部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 21-16 | | 集水樹図 | 上部中央の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 下部中央の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 21-17 | | P C樹構造図 | | | |
| 22-1 | H26. 7. 1 | 工事着手届 | 上部右側の「事業者」の右の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 上部右側の「事業者」の右の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右の部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 22-2 | H27. 3. 26 | 書類送付ご案内 | 上部右側の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| | | | 本文中、4行目の黒塗りの部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|------|-------------|-----------------|-----------------|---|----------|
| 23-1 | H26. 9. 17 | 工事着手届 | 右上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「(担当者)」の右側の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 23-2 | H26. 9. 17 | 開発事業計画工事着手届について | 右下の部分 | 公にしないとの条件で任意に提供された情報であるため | 条例第7条第7号 |
| 24-1 | H26. 11. 10 | 工事着手届 | 右上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「担当者」の右側の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 25-1 | H27. 8. 24 | 工事完了届 | 右上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「(担当者)」の右側の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 25-2 | | 現況平面図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 25-3 | | 現場写真(2ページ) | | | |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|------|-------------|--------------|------------------------------|---|----------|
| 26-1 | H27. 8. 24 | 工事完了届 | 右上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「(担当者)」の右側の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 26-2 | | 現況平面図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 26-3 | | 現場写真(2ページ) | | | |
| 27-1 | H27. 8. 24 | 工事完了届 | 右上部の黒塗りの部分 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「事業者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「(担当者)」の右側の部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 「3 工事施行者」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 27-2 | | 現況平面図 | 全て黒塗り | 法人の生産技術のノウハウに関する情報が記載されており、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| 27-3 | | 現場写真(2ページ) | | | |
| 28-1 | H27. 10. 15 | 工事完了受理通知について | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の住所氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の住所氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| | | | 下のメモ内の黒塗りの部分 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 28-2 | H27. 10. 19 | 工事完了届受理通知書 | 左上部の宛名の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部の宛名の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 29-1 | H27. 10. 15 | 工事完了受理通知について | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の住所氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の住所氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |

| No. | 日付 | 文書名 | 非開示対象部分 | 非開示理由 | 非開示根拠条文 |
|------|-------------|--------------|------------------------------|--------------------------------------|----------|
| 29-2 | H27. 10. 19 | 工事完了届受理通知書 | 左上部の宛名の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部の宛名の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 30-1 | H27. 10. 15 | 工事完了受理通知について | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の住所氏名」の右側の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 起案用紙の内、「2. 開発事業者の住所氏名」の右側の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |
| 30-2 | H27. 10. 19 | 工事完了届受理通知書 | 左上部の宛名の一部 | 法人に関する情報であって、正当な利益を害すると認められるもの | 条例第7条第3号 |
| | | | 左上部の宛名の一部 | 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため | 条例第7条第2号 |

別紙 事件進行経過

| 年月日 | 内容 |
|-----------|------------|
| 令和5年1月11日 | 審議（第1回審査会） |
| 令和5年2月10日 | 審議（第2回審査会） |
| 令和5年3月24日 | 審議（第3回審査会） |
| 令和5年7月6日 | 審議（第4回審査会） |